の製剤。ただし、一シリンジ中のジクロフェナクエタルヒアルロン酸ナトリウムとして三〇㎎以下を含有するものを除く。	
三十六の三十九～三十六の五十	（略）
三十七～三十八の十三	（略）
三十八の十四	四―〔（五Ｒ）―六・七―ジヒドロ―五Ｈ―ピロロ〔一・二―ｃ〕イミダゾール―五―イル〕―三―フルオロベンゾニトリル（別名オシロドロスタット）、その塩類及びそれらの製剤
三十八の十五～三十八の二十三	（略）
三十九～四十七の二	（略）
四十七の三	三―（二・六―ジフルオロ―三・五―ジメトキシフェニル）―一―エチル―八―〔（モルホリン―四―イル）メチル〕―一・三・四・七―テトラヒドロ―二Ｈ―ピロロ〔三・二：五・六〕ピリド〔四・三―ｄ〕ピリミジン―二―オン（別名ペミガチニブ）及びその製剤
四十七の四・四十七の五	（略）
四十七の六	（三Ｓ―Ｎ―〔五―〔（二Ｒ）―二―（二・五―ジフルオロフェニル）ピロリジン―一―イル〕ピラゾロ〔一・五―ａ〕ピリミジン―三―イル〕―三―ヒドロキシピロリジン―一―カルボキシアミド（別名ラロトレクチニブ）、その塩類及びそれらの製剤
四十七の七～四十七の十八	（略）
四十八～六十二の十五	（略）
六十二の十六	デニロイキン　ジフチトクスの製剤であつて、一バイアル中デニロイキン　ジフチトクスとして三〇〇㎍以下を含有する注射剤
六十二の十七～六十二の二十七	（略）
六十三～六十九の十五	（略）
六十九の十六	パビナフスプ　アルファ及びその製剤
七十～百十七	（略）
百十七の二	ポラツズマブ　ベドチン及びその製剤
百十七の三・百十七の四	（略）
百十八～百三十六	（略）

三十六の三十八～三十六の四十九	（略）
三十七～三十八の十三	（略）
（新設）	
三十八の十四～三十八の二十二	（略）
三十九～四十七の二	（略）
（新設）	
四十七の三・四十七の四	（略）
（新設）	
四十七の五～四十七の十六	（略）
四十八～六十二の十五	（略）
（新設）	
六十二の十六～六十二の二十六	（略）
六十三～六十九の十五	（略）
（新設）	
七十～百十七	（略）
（新設）	
百十七の二・百十七の三	（略）
百十八～百三十六	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
一～五十一	（略）
五十二	オファツムマブ及びその製剤。ただし、一バイアル中オファツムマブとして二〇㎎以下を含有する注射剤を除く。
五十三～百二	（略）
百三	三―（二・六―ジフルオロ―三・五―ジメトキシフェニル）―一―エチル―八―〔（モルホリン―四―イル）メチル〕―一・三・四・七―テトラヒドロ―二Ｈ―ピロロ〔三・二：五・六〕ピリド〔四・三―ｄ〕ピリミジン―二―オン（別名ペミガチニブ）及びその製剤
百四	（三Ｓ―Ｎ―〔五―〔（二Ｒ）―二―（二・五―ジフルオロフェニル）ピロリジン―一―イル〕ピラゾロ〔一・五―ａ〕ピリミジン―三―イル〕―三―ヒドロキシピロリジン―一―カルボキシアミド（別名ラロトレクチニブ）、その塩類及びそれらの製剤
百五～百三十	（略）
百三十一	デニロイキン　ジフチトクス及びその製剤
百三十二～百八十四	（略）
百八十五	ポラツズマブ　ベドチン及びその製剤
百八十六～二百四	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
一～五十一	（略）
五十二	オファツムマブ及びその製剤
五十三～百二	（略）
（新設）	
百三～百二十八	（略）
（新設）	
百二十九～百八十一	（略）
（新設）	
百八十二～二百	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十七号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第五十二条第一項の規定に基づき、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十三日

厚生労働大臣　田村　憲久

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。